



	<p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の 贈与となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転 の売買となっております。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売 買となります。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
4 番	<p>議案第 1 号番号 1 番について、4 番の小出が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人はご近所で顔なじみの関係です。 今回譲渡し人の農地が譲受人の住居に隣接しており、譲受人が所有権移転の売買 ということで申請が上がりました。 譲受人は親子で大規模な農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われま すので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
2 番	<p>議案第 1 号番号 2 番について、2 番の松岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は高齢で農地の管理が難しくなってきたことから、新たに農地を管理して いただける方を探されておられ、この度同じ地区で花等を経営される譲受人と所有 権移転の売買の契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われま すので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
8 番	<p>議案第 1 号番号 3 番について、8 番の長崎が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は農地への通作も困難なことから農地の近くの方で管理ができる方を探さ れておられ、この度譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。譲受人は農産 物の加工など 6 次産業化などを考えておられ規模拡大を図られていらっしゃいま す。何ら問題は無いと思われま すので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
14 番	<p>議案第 1 号番号 4 番について、14 番の渡邊が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p>

	<p>譲渡人は村外に住まわれ、また高齢化も伴い農地が管理できなくなってきました。譲受人とはこれまでも小作契約を結ばれており今回、所有権移転の売買という事で3条申請が上がりました。</p> <p>譲受人は申請地を長年耕作されており、十分な農地管理もできることから、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
19 番	<p>議案第1号 番号5番について、19番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地の管理が難しくなり、農地を管理していただける方を探されておられましたところ、譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は申請地の付近でお店を経営されておりその傍らで農業も営まれるようです。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅 始末書添付となっております。</p> <p>番号2申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は倉庫 始末書添付となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8 番	<p>議案第2号番号1番について、8番の長崎が説明します。</p> <p>申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者が申請される農地は親からの相続を受けた時点で既に住宅が建てられており十数年たっております。農地の上に住宅がある事を認識せず現在に至りましたが、今回宅地の裏に新規の個人住宅を建てられるという事で無断転用であることが</p>

わかり、正式に農地転用の手続きをされるようです。始末書添付ということで申請者も反省されております。ご審議の程よろしく願いいたします。

11 番 議案第 2 号番号 2 番について、11 番の今村が説明します。

申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
申請者が申請される農地は既に個人住宅が建てられ数年たっております。正式な手続きがなされておらず今回農地転用の手続きをされるようです。始末書添付ということで申請者も反省されております。

周辺の同意等の配慮もされておられ、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。

議長 続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 はい朗読を致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について番号 1 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場他 始末書添付となっております。

番号 2 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。

番号 3 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的はキャンプ場となっております。

番号 4 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は住宅進入道路となっております。

番号 5 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]



<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。議案第3号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号15、番号21から番号24の新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の5年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5年 相続権者同意書有です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の6年です。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の10年です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の7年です。</p> <p>番号11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p>

	<p>使用貸借権設定の5年です。</p> <p>番号 13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 使用貸借権設定の10年です。</p> <p>番号 14:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 使用貸借権設定の10年です。</p> <p>番号 15:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 賃借権設定の2年7ヶ月です。</p> <p>番号 16 番から番号 20 番は 再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号 21:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 農地中間管理事業 一括方式 集積 となります。</p> <p>番号 22:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号 23:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号 24:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 農地中間管理事業 特例売買 配分 となります。</p> <p>以上、新規案件 19 件、再設定案件 5 件 ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議をお願いします。</p> <p>6 番 議案第4号番号1番について6番の加藤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はご高齢の為、農業が出来ず農地管理が出来ないことから、農地を耕作できる方を探されておられ、今回譲受人と使用貸借権設定の5年ということで小作契約が結ばれます。 譲受人は長年地域で担い手として農業に従事されており何ら問題無いと思われま す。ご審議いただきますよう、よろしくお願いします。</p> <p>5 番 議案第4号番号2番について5番の福本が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は、農業規模を縮小されており申請地の農地を管理できる方を探されてお りましたところ、同じ地区で担い手として大規模な農業を営まれる譲受人と賃借権</p>
--	--

	<p>設定の5年、相続権者同意書付きでの契約が結ばれました。</p> <p>何ら問題無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
7番	<p>議案第4号番号3番から番号5まで7番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>3番から5番まで譲渡人は、それぞれご高齢や村外にお住まわれている等の理由から、農作業が出来ないという事で、譲受人とそれぞれ、賃借権設定の契約が結ばれます。</p> <p>3番から5番までそれぞれ、地域で担い手として農業に従事されており何ら問題無いと思われまます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
8番	<p>議案第4号番号6番について8番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、農業が出来ないという事で農地を耕作される方を探されておりましたところ、担い手として農業を営まれる譲受人と使用賃借権設定の10年という事で契約が結ばれました。何ら問題無いと思われまます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
10番	<p>議案第4号番号7番から番号11番までを10番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>7番から11番まで同様の案件ですので、まとめて説明いたします。</p> <p>譲渡人は、それぞれご高齢や村外に住まわれている等、農地の管理が難しいという事から、農地を耕作していただける、それぞれの譲受人と賃借権設定の契約が結ばれます。</p> <p>それぞれ、地元で担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思ひまます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
11番	<p>議案第4号番号12番から番号14番までを11番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>12番から14番までは同じ案件ですので、まとめて説明いたします。</p> <p>譲渡人は、それぞれご高齢や村外に住まわれている等、農業を営むことが困難なことから、農地を耕作していただける方を探されておりました。今回、それぞれの譲受人と使用賃借権設定の契約が結ばれます。</p> <p>それぞれ地元で担い手として農業を営まれ、番号12番につきましては新規就農で規模を拡大中であり、番号13.14番につきましても、以前から譲受人が通作により、村内の農業法人で農業を営まれておられました。</p> <p>それぞれ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
16番	<p>議案第4号番号15番について16番の池田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農地の管理が出来ない事から以前から利用権設定により、農業法人等へ農地管理をお願いされておりましたが、今回新たな耕作者として譲受人と賃借権</p>

設定の契約が結ばれます。譲受人は新規就農者等を教育支援される熊本県認定研修機関となり、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。

事務局

番号 21 番から番号 24 までを事務局が説明します。

番号 21 番につきましては、農地中間管理事業による利用権設定となります。譲渡人がご高齢で農地の管理が難しい為に、新たな作り手を探されておりましたが、今回農地の管理・耕作を出来ない事から、農地中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。

譲受人は地区内で大規模な農業を営んでおられ、地域の担い手農家として更なる規模拡大をされております。場所は■■■■■■■■■■農地です。

番号 22 番から番号 24 番につきましては、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。

この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が認定農家である等の一定条件が必要となる農地の売買となります。

売り手と買い手の間に熊本県農業公社が仲介し、個人間での代金受領を始め土地の登記まで県公社・村が代行して行うことで、個人の事務手続きによる負担が軽減されます。

また、譲渡人と譲受人共に税制面での優遇措置を受け、譲受人は農地を取得した際の固定資産税・不動産取得税の軽減、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除による優遇措置がある事で、譲渡所得については、ほぼ課税が免除されます。

番号 22 番から番号 23 番は、譲渡人が農地の管理が難しいということで、新たな耕作者を探されておりましたところ、それぞれ同じ地区で農業を営まれる譲受人と特例売買の集積ということで、売買契約が結ばれました。番号 22 番は、■■■■■■■■■■農地となります。番号 23 番は、■■■■■■■■■■農地となり、■■■■■■■■■■農地となります。

番号 24 番につきましても■■■■■■■■■■であり、以前の農業委員会総会で審議され既に熊本県農業公社へ農地集積がされた農地で、今回熊本県農業公社から、担い手へ特例売買による農地配分がなされます。■■■■■■■■■■農地となります。

以上、4 件ともに、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。

(異議なし)

何もなければ、議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長	はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。
議長	以上で議案の審議は終了しますが、3月の総会の日程を決めておきたいと思います。3月12日 火曜日 10時から 場所は旧久木野庁舎、L00P2階会議室で行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。また次回の農業委員憲章は18番古庄委員、19番北野委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？
事務局	2月28日 熊本県ブロック別農地利用最適化大会の実施されます。農業委員・最適化推進委員伴に対象となります。 大会に参加が難しい方は事務局へ報告をお願いいたします。  能登半島地震義演見募集の件  農地利用最適化活動の日誌報告の件
議長	以上をもちまして第8回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年3月12日

農業委員会 会長

議事録署名委員

16番

議事録署名委員

17番